

# 今、知っておきたい物流topics

## ご自身の安全を守って下さい！

台風10号が猛威を振っています。物流に関わる方々は非常に責任感が強く、どんな悪天候であっても何とか輸送を実現しようとして下さいますが、それでご自身がケガをするようなことがあってはなりません。国土交通省では、令和2年（2020年）2月、輸送の安全を確保するため、下記のとおり基準を定めています（<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001330342.pdf>）。

現在、ゲリラ豪雨のように局地的に急激な変化が起こることもあり、このような目安だけに頼れない場合もあると思います。その場合には、安全を最優先にドライバーご自身が輸送を中断する判断も必要でしょう。状況説明のため、写真や動画を撮っておくとよいでしょう。

### 異常気象時における措置の目安

目安にあるような状況であっても輸送を強要する荷主があれば、国土交通省に設置されている“目安箱”

（<https://www.mlit.go.jp/jidosha/yusou-jittai/index.html>）やトラックGメンへの通報を行ってください。悪質な荷主には社会的に改善を求めていきましょう。

どうぞ無理のない運行で安全を確保し、無事に帰ってきてください。

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	輸送を中止することも検討するべき
	20～30m/s	通常で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・風雪等）時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		